その他告示

○海上保安庁告示第十五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定に基づき、伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示

（伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第一条　伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報の提供）	（情報の提供）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
一　方法　インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置	一　方法　ＭＦ無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置
二　（略）	二　（略）
（削る）	イ　ＭＦ無線電話による場合
イ　（略）	ロ　（略）
(1)　長さ百三十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（法第二十二条第四号に規定する船舶をいう。）の航路入航予定時刻、船名、総トン数等	(1)　イに掲げる事項
(2)　航路における管制信号（規則第八条第二項の表に掲げる信号をいう。）の現状及び予告	（新設）
(3)・(4)　（略）	(2)・(3)　（略）
(5)　伊勢湾海域においてびょう泊している船舶の状況	(4)　伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域においてびょう泊している船舶の状況
（削る）	(5)　伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
（削る）	(6)　伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
(6)　（略）	(7)　（略）
(7)　伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況	（新設）
(8)　伊良湖岬及び舞阪における風向及び風速並びに大王埼における風向、風速、気圧及び波高	（新設）
(9)　伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況	（新設）
(10)　その他船舶の航行の安全上必要な事項	